

第九十八回国会 社会労働委員会 議 録 第 五 号

昭和五十八年三月二十三日(水曜日) 午前十時二分開議

出席委員

委員長 稲村 利幸君
理事 今井 勇君
理事 丹羽 雄哉君
理事 金子 みつ君
理事 平石磨作太郎君
理事 逢沢 英雄君
理事 小沢 辰男君
理事 齊藤滋与史君
理事 田邊 國男君
理事 津島 雄二君
理事 友納 武人君
理事 浜田卓二郎君
理事 山下 徳夫君
理事 上原 康助君
理事 川本 敏美君
理事 梅野 泰二君
理事 森井 忠良君
理事 和田 耕作君
理事 小沢 和秋君
理事 柿澤 弘治君

理事 大石 千八君
理事 牧野 隆守君
理事 田口 一男君
理事 伊藤宗一郎君
理事 古賀 誠君
理事 白川 勝彦君
理事 谷垣 專一君
理事 戸沢 政方君
理事 長野 祐也君
理事 船田 元君
理事 湯川 宏君
理事 大原 亨君
理事 上坂 昇君
理事 永井 孝信君
理事 大橋 敏雄君
理事 浦井 洋君
理事 菅 直人君

出席國務大臣 労働大臣 大野 明君
出席政府委員 防衛施設庁労働部長 木梨 一雄君
労働省職業安定局長 谷口 隆志君
労働省職業訓練局長 北村 孝生君

委員外の出席者 沖繩開発庁総務局長 藤田 康夫君
労働大臣官房参事官 増田 実君

社会労働委員会 石黒 善一君 調査室長

委員の異動

三月二十三日

辞任

木野 晴夫君
池端 清一君
枝村 要作君

同日

湯川 宏君
上原 康助君
上坂 昇君

補欠選任

湯川 宏君
木野 晴夫君
枝村 要作君
池端 清一君

補欠選任

湯川 宏君
木野 晴夫君
枝村 要作君
池端 清一君

本日の会議に付した案件

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案(内閣提出第二四号)
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

○稲村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案を議題といたします。

本案に対する質疑は、昨二十二日終局いたしました。これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案について採決いたします。

賛成者起立)
○稲村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○稲村委員長 この際、大石千八君外六名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合及び柿澤弘治君共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。田口一男君。

○田口委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合及び柿澤弘治君を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 現下の厳しい雇用失業情勢に対応して、本法の趣旨が最大限に生かされるよう、特定不況業種及び特定不況地域の指定に当たっては、関係省庁間の連携を密にし、かつ、業種や地域の実情に即応して機動的に行うこと。

二 特定不況業種の関連下請中小企業については、関係労働者の雇用の安定を図る見地から、本法に基づく援護措置が適切に活用されるよう特段の行政指導に努めること。

三 失業の予防、雇用機会の増大等のための新たな助成及び援助については、これらの施策の円滑かつ効果的な活用に努めること。

四 公共職業訓練施設の充実強化、民間各種職業訓練施設の活用等に努めるとともに、中高年齢離職者が早期に再就職できるように、訓練職種の設定等について配慮する等表情に即応した職業訓練体制の確立を図ること。

五 今後引き続き予想される内外の経済事情の著しい変化と厳しい雇用失業情勢に対処し、雇用の維持、拡大を図るため、新たな雇用対策基本計画の策定を進める等、総合的な雇用対策の展開に努めること。

六 本法の実効ある運営を確保するため、行政の実施体制を充実強化すること。以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○稲村委員長 以上で趣旨説明は終わりました。採決いたします。大石千八君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稲村委員長 次に、内閣提出、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。これを許します。質疑の申し出がありますので、これを許します。上原康助君。

○上原委員 私は、きょうは社労委員長を初め社労委員の皆さんの御理解を得て、主として駐留軍関係離職者等臨時措置法の延長についてお尋ねをさしていただきたいと存じます。

目下の臨調がらみの中で大変厳しい経済あるいは政治環境にあるわけですが、労働者初め関係当局が、この駐留軍関係離職者等臨時措置法の引き延ばすの延長を図るために御努力をいただいたことに、まず敬意を表しておきたいと思えます。

そこで、限られた時間でありましたので問題点をしぼってお尋ねをさせていただきましたと思えますが、最初に、今回駐留軍関係離職者等臨時措置法をさらに五カ年間延長せざるを得なかったといえますが、しなければならなかった原因、理由、その背景等はどのような面であるのか、政府の御見解を承っておきたいと思えます。(私語する者あり)

○稲村委員長 発言中はお静かに願います。

○谷口政府委員 駐留軍関係離職者につきましては、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づきまして、特別の就職指導の実施とあるいは職業転換給付金の支給等のいろいろな施策を講ずることによりまして、それらの方々の方々の再就職の促進と生活の安定に努めてきたところでありますけれども、この法律は御案内のとおり本年の五月十六日限り

で失効することとなっております。

しかしながら、駐留軍関係離職者は今後におきましても国際情勢の変化に伴いなおその発生が予想されますし、また駐留軍関係の従業員の方々はその高齢化が進んでおりますために、最近の深刻な雇用失業情勢のもとにおきましては、円滑な再就職が非常に困難な状況にあるわけでございます。このような事情を勘案いたしまして、この法律の有効期限をさらに延長することが必要であるということ、本法案を提案した次第でございます。

なお、延長の期間につきましては、今後長期間における米軍基地の縮小等の見通しを立てることは困難でございますので、過去におけるこの法律の有効期限の延長等の経緯をならいまして五年間としたものでございます。

○上原委員 その延長の必要性、後ほど私も逐次お尋ねいたしますが、依然として雇用条件といえますが雇用形態は非常に不安定な立場に置かれておられる面は非常に多いと思えます。それによって雇用の安定、あるいは離職を余儀なくされる雇員の再就職その他の面で相当好影響を与えてきている面は否定できないと思えますので、そういう措置をとられたことには冒頭申し上げたように評価をしておきたいと思えます。

そこで、これは雇用主である防衛施設庁になるかもしませんが、駐留軍労働者の最近の雇用実態はどうなっているのか。たとえば離職の状況とかあるいは年齢構成、平均賃金、勤労年数等々について御説明をいただきたいと思えます。

○木梨政府委員 お答えいたします。最近五カ年における駐留軍従業員の離職状況でございますが、昭和五十三年度は千八百七十五名、昭和五十四年度は千六百一十一名、昭和五十五年度は八百四十二名、昭和五十六年度は九百八十八名、昭和五十七年度、これは五十八年一月三十一日現在でございますが、八百十三名でございます。

次に、昭和五十七年四月一日現在における駐留軍従業員の平均年齢は四十七・七歳でございます。そうして平均勤続年数は十七年八カ月でございます。

次に、平均基準内給与は二十二万八千円でございます。以上でございます。

○上原委員 いまのお答えの数字については、施設庁からいただいた資料等でも明らかでございますが、特に年齢構成が高齢化しつつあるという点、これは先ほども附帯決議などでもありましたが、高齢化社会を迎えての雇用問題あるいはその他の面で非常な影響を受けつつありますので、一般に駐留軍関係だけではないと思うのですが、いずれにしても雇用の態様といえますか状況というものは、一九七八年あるいは七九年、昭和五十年、五十二年、四年ごろから一定の小康状態といえますか、大量の首切りが一時期的に発生をしております。それ以前には多くの人員整理といえますが、首切り旋風を巻き起こしてそういう結果をもちましたと言えなくもないわけですが、大体昭和五十三年、五十四年以降は大量の解雇、離職といえるものがない。これはいろいろな見方があると思うのですが、施設庁なり労働省としては、こういう結果をもちたしていることについてはどのような見方をおられるのか、その点については御見解があればお聞かせをいただきたいと思えます。

○木梨政府委員 お答えいたします。駐留軍従業員は、その実際の使用者が外国軍隊という特殊な事情にあるため、配備の変更等米側の事情によりまして変動するものであります。現在のような減少傾向が将来もこのまま推移していくかどうかという問題は、なかなか断定することがむずかしい問題でございます。ここ数年の減少の傾向は、米側の大きな配備の変更がなかったこと及び米側の雇用の安定のための努力のほか、昭和五十三年度から日本側が福利費及び管理費を、昭和五十四年度からは給与の一部をわが国において負担してきていることが、雇用の安定に相

応の寄与をしているのではないかと思われます。その結果、現在のよう減少傾向にあるのではないかと考えております。

○上原委員 一時期大量解雇が頻繁に起こる、そういう面では離職を余儀なくされる雇員員の生活問題、あるいは再就職その他の面で相当政治問題化したことがございました。私も若干関係をしてまいりましたが、その事情についてはわかるわけですが、ここで改めて念を押しておきたいことは、いまも部長から答弁がございましたように将来見通しが非常に立ってにくい。基地であるということ、国際情勢なり日米関係に左右される面が大きいわけですね。そういう面でも継続した配慮が必要であるということ、もう一点は、最近本土、沖縄を問わずですが、言うところのIHA、諸機関の面ではむしろ雇用はふえてきている傾向にございます。これも私なりにいろいろ調べてみますと、一時期パートタイマーということでも米人を採用してきた経緯があるわけですが、勤務状況あるいは労働生産その他の面で、米軍人の家族とかあるいは要員というよりも、むしろ日本人を雇用した方が経済的にも能力の面においてもプラスであるということに気づいたようないきさつがある。そういう面は、今後の全般的な見直しというものはどうなのかということ。

いま一点は、先ほど年齢構成の御説明がありました。中高年齢化していきますと定年問題その他で、いわゆるマンパワーというものをどう継続して安定化していくかということも大変問題だと思っております。さらに基地に対するとらえ方、考え方は別としまして、これだけ米軍基地が存在しているということは、そこで働く労働力もまた相当期間において必要性があると見なければならぬ。そういう面からしても、若年の雇用計画ということについては私がかねてから指摘をしてまいりましたが、もう少し配慮しておく必要があるんじゃないかならうかという考え方を持っております。これらの点については米側とお話し合いをしたことがあるのかどうか。あるいは、政府とし

ては今後この将来見通しを立てながらの継続した雇用計画というものを図っていくにはどのようなお考えなり方針をお持ちなのか、もしあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○木製政府委員 先生おっしゃいますように、駐留軍従業員の雇用といふのは、米側の事情に大きく依存しているために大変需要がはかりにくくということでございますけれども、われわれといたしましてはできるだけ長期の見通しが欲しいということでも米側という折衝しておりますけれども、何分にもわれわれの交渉の相手方である米軍は、いわば本國から見れば非常に遠い派遣軍でございますので、そこで長期の予想を得るのは大変むずかしいというふうな話でございますが、われわれとしてはできるだけ長期の見通しを得たい、こういうふうな考えをしております。

さしあつて、現在雇用の見通しはどうかということでございますが、われわれが接触する限りにおきましては、ここ当分大きな変化はないのじゃないか。現在従業員は大体二万人台でございますが、この状況がこしばらくの間は続くのではないかと考えております。

また、若い人を雇うという問題でございますけれども、御存じのように、今後十年間におきましては約九千名の定年退職者が出るわけでございまして、その補充問題は米軍にとりましてもまたわれわれにとりましても大変大きな問題でございますので、この点につきましては日米間で会議を持ちまして、いかにすれば円滑な充足ができるかということについていろいろと話し合っております。

以上でございます。

○上原委員 この点は以前から労使間でもあるいはA・B間でも非常に問題になってきたことなんです。おっしゃるとおり、なかなか雇用計画なり見通しというものは立てにくい面があるかと思ひますが、絶えず米側にもそういう問題提起をして、できるだけ雇用員に不利益なり、あるいは米側が使用権限、使用者としての人事管理権があ

るからということでも米側の自由裁量に任さないように、雇用主責任という立場で、十分防衛施設なりわが政府、國側の意向が入れられるような行動を継続してついでいただきたいことを要望しておきたいと思ひます。

そこで、五十三年のこの法律の延長の際にも私は若干お尋ねをしたわけですが、またその際に附帯決議を付してまいりました。これは先ほどもありましたが、附帯決議というものが単にその法案を議して通すための便法として考えるだけではなくして、やはり國會の意思といふことも、委員会の意思として全会一致なりみんなで考へて決議をした以上は、そこに盛り込まれた内容というものは十分政府側として履行をしていくという一つのシステムというかあるいは尊重というものがなければいけないと思ひます。まあ現実にはなかなかさうはなっていない面もあるわけですが、この点についてはどう御努力をなさつてこられたのか。

たとえばいまも申し上げましたが、「従業員の間雇用計画のほむに努め、人員整理が予想されるときは、九十日以上の予告期間の確保に最善を尽し、」云々とか「就職困難な中高年齢層が多い実情にあるので、再就職促進のための既設の援護措置の一層の充実と制度の効果的な運用を図る」とかその他ありますけれども、こういう附帯決議事項について、政府、労働省、施設庁としてそれぞれどのような御努力をしてこられたのか、ひとつ説明をいただいております。

○谷口政府委員 前回の法律改正のときの附帯決議で労働省に關係いたしますのは、ただいま御指摘ございました「就職困難な中高年齢層が多い実情にあるので、再就職促進のための既設の援護措置の一層の充実と制度の効果的な運用を図ること。」という点と「沖縄県の厳しい雇用情勢に対応するため、離職者の雇用機会を確保するための対策の効果的な実施を図ること。」という二点がございまして、まず駐留軍関係離職者に関する援護措置につきましては、就職促進手当を初め各種給付金について支給額の引き上げ等、毎年度所要の

改善を図つてきておりますことが一つと、二番目に、昭和五十六年六月の各種給付金の整備の際に、雇用奨励金制度にかえまして特定求職者雇用開発助成金制度の対象といたしまして、従来の一定額を支給する方式を、賃金の、中小企業では三分の一、その他では四分の一を助成する方式に改め、その内容を充実をいたしております等々の充実と、効果的な運用を図つてきたところでございます。

また二点目の、沖縄県の厳しい雇用失業情勢に対応した離職者対策の問題でございますが、非常に厳しい情勢の中で、産業振興等もなかなか進んでおりませんので、むずかしい状況にあるわけでございますけれども、実施いたしました主な施策を申し上げますと、一つは特定求職者雇用開発助成金という制度を設けたわけでございますが、この助成金の援護措置を活用いたしまして、県内における再就職の促進を図るという問題。また、現地にございます職業相談会を開催し、本土求人との結合を促進するという問題。さらには、公共訓練とか各種学校等を活用した委託訓練の充実や地域職業訓練センターの設立によります事業内訓練の振興などによりまして、離職者の再就職の促進を図るなどの措置を講じてきたところでございまして、

○木製政府委員 施設庁関係のものについて御説明したいと思ひます。

まず雇用、労働条件の確保の問題でございますが、先生御存じのとおり、昭和五十三年度から福利費及び管理費を、昭和五十四年度からは給与の一部をそれぞれが國が負担しておりますが、これによりまして、いわば雇用の安定に寄与してきていたというふうな考えをしております。

また労働条件の改善の問題といたしましては、昭和五十四年度から公営の賃貸住宅及び自己所有住宅居住者に対する居住手当の支給、調整手当の諸手当への算入、夜間看護手当及び夜間勤務手当の國家公務員並みへの引き上げをそれぞれ米國の負担において実施してきております。

また業者切りかえの問題につきましては、昭和五十三年度以降現在まで、従業員を解雇し、その業務を民間契約業者に下請切りかえした事例はございません。

また九十日の予告期間でございますが、人員整理が行われる場合、現在すべて確保されておりましたが、その間に十分な事前調整を行ひまして、極力解雇者の減少を図るよう努めておるところでございます。

次に、特別給付金の増額、支給区分の拡大でございますが、特別給付金の額につきましては、昭和五十三年度から五十七年度まで毎年増額を図つてきたところでございます。

また支給区分につきましては、従業員の在職期間に応じて段階的に増加するよう定められておりますが、昭和五十三年度には三十三年以上の区分を、昭和五十五年には三十五年以上の区分をそれぞれ新設いたしました。それぞれの該当事者について増額を図つてきたところでございます。

以上でございます。

○上原委員 いまそれぞれ御答弁をいただくと、附帯決議あるいはその他の面で相当御努力をされた、したがつてそれなりの成果といふことができます。効果も上げてきたんだということだと思ひます。沖縄の雇用失業問題につきましては、後ほど時間がありましたら全般的な面でも触れたいと思ひますが、その点は評価するにやぶさかではないわけですが、しかし、先ほども言いましたように、依然として雇用条件が非常に不安定であるということと、離職を余儀なくされた後の再就職がなかなか困難を伴つているという点、そういう面では今後ともこれらのことにつきましては特段の御配慮を要望しておきたいと思ひます。

確かに、現に雇用されている雇用員を解雇して請負制に移行するという新たな動きは五十三年以降なかったという答弁でした。それはそうかもしれませんが、しかし反面、基地機能の強化に伴うあるいはその他の面で、どうしても労働力が必要ではなからうかと思はれる部門に、新規の採用で

はなくして請負的業務に回すとか、そういう面はなきにしもあらずと思ふのです。そこいらの点についてもよく調査をするなり御検討いただいで、さつきも言いましたように、安上がりの基地維持というか、できるだけ日本人を雇用しない、請負制にしていくという方があるとは思ふ。いろいろなことは、絶えず注文をつけていた方がいいと思ふ。

次に、若干具体的な件でお尋ねをしておきたいわけですが、  
これまですでに御説明もありましたが、五十八年度の駐留軍対策費というのとは一体どのような内容になっているのか。またこのことについては、先ほど来お尋ねに対して御答弁もありましたように、継続した措置というものは依然として必要だということ認識を私持つわけですが、そこいらを含めてお答えをいただきたいと思ふ。

○木梨政府委員 お答えをいたします。  
昭和五十八年度におきましても、駐留軍従業員の雇用及び離職者の生活安定確保のため、当庁といたしましては、離職者対策、福祉対策及び従業員対策の三つに重点を置き、それぞれ施策の充実を図ることとしております。これらの予算計上額は、離職対策五億二千三百万円、福祉対策八十一億七千八百万円、従業員対策七十五億三千六百万円、総額百六十二億三千七百万円でございます。

当庁といたしましては、駐留軍従業員が不安なく勤務できる状態を確保していくことは、米軍の駐留の円滑な実施の確保の面からも重要なことであると考えておりますので、今後とも努力してまいりたいと考えております。

○上原委員 そこで、これらの件については、これまで地位協定二十四条との関係などもあつて、絶えず議論になったことではあります。私は持論としても指摘をしてきたことですが、最近の防衛費の突出論、あるいはいろいろあります。しかし実際には、米軍基地の効果的運用というかそういう面では相当予算を注ぎ込んできている。いまは一般的には安定していると言われ

ておつても、かつては本間に二東三文で、無権利の状況で、基地労働というものは、特に沖縄の場合なんか使われてきたわけですね。そういう面からしますと、やはりそこで働いている人々の生活保障という点あるいは雇用の面という点、仮に必要悪として認めざるを得ないという立場をとるならば、それは必要性があるという立場をとらざるを得ませんので、その点については今後とも労働省なり施設庁を含めて努力をしていただきたいと思ふ。

そこで、この法の延長との関連では、職業訓練という職業安定、再就職というものがより一番重要性があると思ふのです。確かに離職前あるいは離職後の職業訓練等々では、労働省予算に目を通してみても相当力を入れておられる点はわかるのですが、職業訓練の実施状況というものがどうなっているのか。

職業訓練の主目的というのは、やはり一つには、離職後の再就職を容易にするための効果的な訓練でなければならぬということ、いま一つは、離職前からそういう予防措置という対策をとって、万一離職を余儀なくされる場合は適時に新たな職につくことができるような配慮が必要だと思ふのです。そういう面を考慮してみますと、労働省なり施設庁がやっている職業訓練というものは、どうも余りにも画一化されている感じがやはりはしなからうか。その地域あるいはそれぞれの年齢構成とか能力等々に応じた、つまり平たい並みの言葉で言うところ、もったい細かな職業訓練の対応というものがあつていいのじゃないかという気がしてならないわけですが、ここいらの実態と考え方についてお聞かせをいただきたいと思ふ。

○木梨政府委員 お答えをいたします。  
われわれが臨時措置法に基づきまして行つております職業訓練は、その目的は先生のおっしゃつたとおりでございます。駐留軍従業員が離職した場合に、速やかに他の職業につくことができるよう在職中に実施するものでございます。

昭和五十五年の実施状況について見ますと、各種自動車運転、建設機械操作運転、電気工事技術等三十種目にわたりました。訓練人員は一千七名となっております。昭和五十六年度につきましては、昭和五十五年と同様の三十種目、訓練人員一千四十九人となっております。

職業訓練の実施の効果につきましては、最近の雇用失業情勢が厳しい折から、再就職が容易であるとは言えませんが、当該訓練が従業員の再就職に果たす役割は大きいほか、同訓練により得た技能等が駐留軍の職域の他の職種への配置転換を可能にし、結果的に解雇を防止する場合もござい。また、この点につきまして従業員は当該職業訓練に大きな期待を寄せているところでございますので、われわれとしてもこれにこたえるべく努力をしたいと思ふ。

○北村孝政府委員 労働省で行つております公共職業訓練について御説明申し上げますと、公共職業訓練施設の訓練科目につきましては、地域におきまして今後の雇用発展分野等を考慮いたしまして、再就職のために効果的な訓練科目への転換を進めておるところでございますが、特に高齢者につきましてはこれはなかなかむずかしい問題がございまして、いろいろ工夫をいたしまして、それぞれの地域で労使にも御相談をいたしまして、園芸であるとか、ビル管理であるとか、家電サービスというような高齢者向けの訓練科を地域の実情に応じて新しく設けるとか、あるいは専修学校、各種学校等民間の教育訓練施設への委託訓練を拡充するとかその他、単位制訓練を拡大実施することによりまして、入校時期を多様化するということによりまして、入校時期を多様化するということによりまして、入校時期を多様化する

○上原委員 そのことは関係者ともよく相談をしていただいで、その当事者の御意向なども十分反映できる職業訓練、離職者対策というものを強化していただきたいと思ふ。  
これとの関連で、いま一つは離職センターの問題なんです。これもなかなか困難な面があるとい

うことは私も理解をしている一人だと自分では思ふのですが、行管等の雇用対策に関する行政監察結果報告書というものも目を通してみました。その中でもいろいろ指摘もあるようですが、しかし反面、駐留軍従業員がだんだん減つていく、あるいはいろいろな面で離職センターの利用をする離職者が少なくなつていく。それは社会要因としてやむを得ない面もあるわけですね。しかし、だからといって、それと正比例してその利用価値が減退しているとは見られないわけですね。人が少なくなれば、それに比例して利用度なりその存在価値というものがなくなっていくというわけではなく、人は減つたけれども逆にその充実強化を図らなければいけないという機運だつて、考えようによつては世の中にはあるわけですよ。そういうこともぜひひとつお考えになっていただきたい。

そこで、この件についてもやはり継続してこれらのセンターの維持強化というか、活用については配慮をしていただく必要があると思ふのですが、この件についてもお考えを聞いておきたいと思ふ。

○木梨政府委員 お答えをいたします。  
雇用失業情勢が厳しい現下におきまして、国が実施する離職者対策の補完的機能を有する離職者対策センターの果たす役割りはきわめて重要なものと受けとめております。それで、これまでその運営費の一部を助成してまいりましたけれども、われわれといたしましては、財政事情は大変厳しい折でございますけれども、今後とも予算の確保に努力してまいりたいと思ふ。

○上原委員 次に、今回は先ほど御答弁ありましたように有効期間の五年延長ということになっております。そこで一昨年度か五十六年の六月でしたか、各種給付金の整理統合ということで、雇用対策法にマル駐、言うところの駐留軍の援護措置も統合されたわけですが、今回は法延長ということですから、これに伴つてこの諸対策については変更はないものと私は思ふわけですが、整理

統合されて駐留軍関係については十分な配慮がなされるものと理解をいたしますが、そのように受け取っていいのかわか、御説明をいただきたいと思ひます。

○谷口政府委員 駐留軍関係離職者に対し各各種給付金につきましては、ただいま先生御指摘になりましたように、昭和五十六年度に各種給付金の整理統合を実施いたしました際、その一環といたしまして支給根拠を雇用対策法に統合いたしました。各種離職者対策との調和を図るために一定の整備を行ったところでございます。そういう事情を背景に、今回の延長法案におきましても、こうした従来の給付金制度を現行どおり引き続き実施することといたしておりましたが、この改正によりまして駐留軍関係離職者に対し就職援護制度が変更されることはございません。

○上原委員 そこで、これまでいろいろやりとりをしてまいりましたが、これらの労働大臣の御所見も聞いておきたいと思うのです。

第一義的といひますか、一応雇用主は防衛施設庁長官ですから、大体駐留軍労働問題は施設庁が窓口になっている。あるいは、いま御答弁ありましたように給付金、職業訓練、雇用対策という面ではまた労働省としてもいろいろやっておられる。言えることは、事務段階でもいろいろ努力をしておられることはわかりますが、先ほど来申し上げてまいりましたように、軍事基地という特殊な条件下での雇用であるということ、あるいは行政改革とかその他の面でいろいろな提起もあるとあります。政治的に配慮していただくか、あるいは問題もいろいろあります。そういう意味で、これまでの予算の確保の問題とかあるいは雇用失業対策、職業訓練等について労働大臣としてどのようにお考えであり、また今後どういふお考えでやっておられるのか、御所見を聞いておきたいと思ひます。

○大野國務大臣 今日まで最大限の努力を労働省としてもやりましたが、今後とも一層こういう離職者の方々の生活の安定、また再就職

等々について努力をいたしたいと考えておるところでございます。

○上原委員 もう一点はマル沖、言うところの四種の関係、これは御承知のように、すでに沖繩振興開発特別措置法が十年延長になりました。その中で設けられていることから、沖繩法に該当する労働者については継続して駐留軍離職者等臨時措置法に盛り込まれているような措置がなされていくわけですが、この関係者の雇用員というものは大体どのくらいおいて、これまでの措置はどういふふうになされてきているのか、少しく御見解を聞いておきたいと思ひます。

○谷口政府委員 関係者の方々の数につきましては後ほど答弁させていただきますが、いま御指摘のございました沖繩振興開発特別措置法で対象となっておられますメードや請負業者の雇用者の方々の問題でございますけれども、依然として厳しい沖繩の経済社会の現状にかんがみまして、御指摘のございましたように昨年沖繩振興開発特別措置法が十年延長されたわけでございまして、この中で手帳制度等沖繩関係失業者に対しまして各種の援護措置につきましては、これまで同様継続して実施することとされておるところでございます。求職手帳発給者につきましては、復帰後かなりの年月が経過しておられるところもございまして次第に減少しておられるところもございまして、現在でも御指摘のように、基地等において請負業務従事者や米軍人に直接雇用されているメード等が相当数おられるというふうには思ひます。したがって、これらの業務に従事している方々で離職を余儀なくされた方が発生いたしました場合には、現行の求職手帳制度を活用いたしますとともに、再就職の促進を積極的に進めてまいりまして雇用の安定に努めていきたいというふうにお考えしております。

○上原委員 数はわかりませんが、  
○増田説明員 従業員の数、手帳発給の数について御報告申し上げますが、基地関係の従業員は五十六年十二月末現在でもってメード、請負等二千

七十二名でございます。これまで手帳を発給されております数はトータル七千八百八十八名でございます。

○上原委員 これも、いまお二人から御答弁がありましたように、請負業者あるいは特免業者、メード等々ですべて七千余発給されて、現在でも二千七百、約三千近くいる。そういう面では相当の労働者がおられますので、このカテゴリーの方々に職業訓練その他の面でできるだけの配慮をやっていただきたいということ強く要望しておきます。

次に、これは別の機会にまたいろいろお尋ねをしなければいけない問題だと思ひますが、最近警備員の短銃携帯が大変問題になってきております。私は基本的にいろいろな面、武器というかそういう短銃の保管問題、安全性、人権面、さらにはわが国の銃刀法の関連からしても、日本人カードに短銃あるいは拳銃を携帯させる、以前はありましたが、非常に問題だと思ひます。そういう面でも携帯させるべきでないという立場をとりますが、いろいろ米側から政府にも言い分があるようにありますので、きょうは実情だけ聞いて、若干の問題提起をしておきたいわけですか。

○木梨政府委員 お答えいたします。  
短銃所持の実態等につきましては、その詳細を現在米側に照会中でございますが、現在当庁が把握しております都道府県別の警備員数は青森県三十六名、東京都五十六名、神奈川県二百六十三名、静岡県二十二名、広島県七十八名、山口県五十四名、長崎県十八名、沖繩県四百三十二名、計九百四十九名でございます。  
また、現在当庁が把握しているところでは、三沢、横須賀、岩国、嘉手納基地等で警備員に短銃を所持していると承知しております。

○上原委員 約千名ですね。そのうち沖繩が四百

三十二人でしたか、圧倒的に多い。これは少し私も米軍規則なりその他を勉強してみたい点もありますので別の機会にして、きょうは省きますが、百歩譲って、危険地域であるとか基地の敷地内施設であるとか弾薬庫周辺であるとかというところは、ある面では一般論としてわからぬわけでもないわけですが、しかし、ビーチとか民間と隣接している部署にも短銃を携帯してガードさせるということはどう見てもおかしい。あるいは一般のゲートにそういう物騒なものを構えて、日本人まで有事体制をとらせるのかという勘ぐりさえできないわけではないわけですが、そういう面で大変問題がある。したがって、関係者でよく協議をして結論を出していただきたい。特定の場所に限定するべきであって画一化すべきでないということです。

さらに、短銃所持を強要すべきでないことは言うまでもありませんが、該当者、いわゆる警備員にこれを条件に不利益処分を与えないようなことがあつてはならない。少なくともこの点については早急に日米間で話し合つて善処策を講じていただかなければならぬと思ひますが、ぜひ米側と早急に話していただきたいわけですが、いかがですか。

○木梨政府委員 先生が御指摘の問題は二点あると思ひますが、まず第一の短銃所持の範囲等の問題でございますが、この問題は地位協定第三条に基づきまして基地の警備を実施する在日米軍の判断、決定で第一義的にやるべきものであらうと思ひますが、なお短銃所持の問題につきましては、われわれといたしましては慎重に配慮するよう軍側に要請したいというふうにお考えしております。

第二の点は、短銃所持に関して警備員が不利益になるようなことがあるのではないかというふうな問題であらうと思ひますが、当庁といたしましては、短銃所持に関連して従業員の雇用の安定に影響を及ぼすことのないよう努力したいと考えております。問題が具体的に起こつておりませんのでいま具体的なことを言うわけにもまい

りませんが、とにかくわれわれとしては、以上申し述べましたように、雇用の安定に影響を及ぼさないように努力したいと考えております。

○上原委員 具体的にまだ起こっていないというが、嘉手納基地では現に起こっているわけですが、これは、米空軍規則なりその他の面もいろいろ昨年改定されて、そのテストも相当強化されているというのが該当者の意向で、いろいろ問題含みなんですよ、部長。したがって、よく実態を把握していただいで、いま私が申し上げたようなことについては少なくとも十分考慮されてしかるべきである。地位協定でそうなっているとか、あるいは日米間の申し合わせがあるからということ、そう強行できる質の問題でないということ、それを改めようと思いたいと思えます。そのように努力をさせていただきます。

○木梨政府委員 この問題につきましては、先ほども申し上げましたように、現在実態を調査中でございますので、その実態を明らかにしまして、実態に応じましてひとついろいろと考えていきたいというふうに思っております。

○上原委員 最後に、雇用失業対策のことでお尋ねをしておきたいのですが、すでに本委員会ではいろいろ御吟味があったと思いますが、確かに高齢化社会に入りつつある。また、これからの雇用対策というものは定年問題を含めて非常に重要な段階に入っている。政府もすでに第四次の雇用基本計画を策定して、昭和六十年までの七カ年計画も立てておられるようです。最近の経済環境は、若干油が安くなるということでプラス要因もあるわけですが、少なくともこの雇用対策基本計画というものは新たな角度から検討していくべきものじゃないかと思うのですが、その点についてはどうお考えなのかということ。

もう一点は、これとの関連で、先ほども局長から御答弁がありました。最近本土の失業率も一月は二・七二％でしたか、いままでにない数字になってきている。これなども大変問題があると思うのです。しかし、沖縄の場合はより深刻な

面が依然として続いているわけですから、私はいくらでも沖縄特なり内閣委員会でも指摘をしまいたいと思いますが、沖縄県の雇用失業対策については、全国ネットで考えたいということも大事なんですが、やはり沖縄法との関係において、もう少し政府全体としての雇用失業対策というのか、雇用創出計画というものを新たに策定すべきであるという主張をしてみたい。五十一年に、いま運輸大臣をしてまいりました。五十一一年に、いま一編策定をしたことがあるわけですが、その後見るべきものがないわけですね、正直に申し上げて。全体的な雇用対策の基本計画の見直しの問題と関連づけて、全国一高い沖縄の失業雇用問題を考えた場合にどういふふうに行っていくか、含めてお答えをいただきたいと思えます。

○大野国務大臣 第四次の雇用対策基本計画が昭和五十四年に策定されて以来今日に至るも、長期的に世界経済が停滞しておる、そういうようなことで、わが国の経済も非常に厳しい環境にあるという中で、雇用失業問題もこれまた大変に厳しい環境にあることも事実でございます。現実には労働力需給の緩和であるとか失業の増加等があるわけでございます。その上産業構造が変化してきている、あるいはまた技術革新が急速に進展してきている、また女子の職場進出が顕著になってきたというようなこともございまして、これはひとつ何としてでも労働力の需給の構造の変化、こういうものを的確に把握して、そうしてひとつ見直しをしなければならぬということも当然であります。そういうことをやるためには、何としても適度な経済の成長が伴わなければいけない、そこで今日経済計画の改定作業をしておるというところでございまして、それと並行して労働省も、雇用審議会の場において、これからの新しい雇用問題に関するいろいろな検討を重ねております。

先生お尋ねの沖縄の点につきましては局長から答弁させたいと思えますが、いずれにしても非常に厳しいのと、また新しい時代を迎えるというこ

とを私どもは勘案して努力をしておるところでございます。

○谷口政府委員 沖縄県におきます雇用失業情勢は、先ほど来のお話しのようになり厳しい状況で続いております。このところ若干改善の傾向も見られるという好ましい状況もございすけれども、しかし、全国の水準と比べますとかなりまだ厳しい状況で続いております。これもいま先生から御指摘ございましたように、昭和五十一年に沖縄振興開発特別措置法に基づきまして沖縄県の労働者の職業の安定のための計画というものが策定されまして、その後この計画に沿って沖縄県の雇用失業対策を講じてきたところでございすけれども、最近ではだんだん雇用失業情勢の悪化といえますか内容といえますか、そういうものが若干変わってきておる。たとえば駐留軍関係離職者とか沖縄の復帰に伴う失業というふうなものもかなり減少している反面で、雇用機会が絶対的な不足から若年層を中心に失業者の滞留が続いているというようなこと、また、昨年の三月には沖縄振興開発特別措置法が十年間延長をされまして、これに基づきまして昨年の八月に第二次沖縄振興開発計画が策定されたわけでございす。そういう状況を背景に、昭和五十一年に定められた職業の安定のための計画につきましても、基本的には第二次沖縄振興開発計画の考え方に沿いまして現在見直し中でございます。

○上原委員 これで終わりますが、きょうは時間がありませぬから、開発庁も来ていただきましたが、また沖縄特なりその他の面でお尋ねをさせていただきます。きょうはどうか失礼しました。ありがとうございます。(拍手)

○稲村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

入りませぬ。  
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○稲村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
お諮りいたします。  
本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○稲村委員長 御意なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。  
〔報告書は附録に掲載〕  
○稲村委員長 次回は、明二十四日木曜日午前十時十五分から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。  
午前十一時十一分散会

第一類第七号

社会労働委员会議録第五号

昭和五十八年三月二十三日

昭和五十八年三月二十九日印刷

昭和五十八年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D